

国立大学法人群馬大学中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、1) 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2) 学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。
- ② 研究においては、1) 各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。
- ③ 社会貢献においては、1) 地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2) 知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3) 地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。4) 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- ④ 大学運営においては、1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。2) 学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

(i) 学士課程

豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。

(ii) 大学院課程

高い倫理観と豊かな学識に立脚し、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

教育課程を効果的に遂行するために、教員を適切に配置し、FD活動及び評価システムを活用して、教育の質の改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

多様な学生のニーズに対応した効果的な学習支援を行うため、相談体制を充実するとともに、学生の生活、健康及び就職などの学生生活全般にわたる支援を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図り、学際的研究分野を進展させる。
- ② 地域社会の諸課題についての研究を行い、その成果を地域社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究の発展を促進するため、また、大学として重点的に取り組む領域や学部(研究科、学府)・学科(専攻)の枠を越えた複合領域の研究を推進するために、学長のリーダーシップに基づいて研究者等を適切に配置し、施設及び設備などの研究環境を整備する。さらに、国際的競争力を持つ先進的研究拠点の活動を担う人材を育成する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 大学の教育研究の成果を積極的に開放するとともに、地域社会の核となって他大学及び諸機関などとの連携活動を推進し、地域社会の活性化と教育文化水準の向上に貢献する。
- ② 産学官連携活動を一層推進し、研究成果の社会還元を行うなど、社会の多様なニーズに応える。

(2) 国際化に関する目標

- ① 海外からの留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、国際的視野に立って教育、研究を充実する。
- ② 海外の大学等との学術交流を推進し、教職員の国際交流を積極的に行う。

(3) 附属病院に関する目標

患者中心の医療を推進し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

(4) 附属学校に関する目標

- ① 教育学部及び教育学研究科との連携により教育実習等を充実させ、教員養成教育の機能を強化する。
- ② 教育学部及び教育学研究科との共同研究を組織的に展開し、その成果を附属学校での教育に活用する。
- ③ 地域の教育のモデル校として関係教育機関と連携し、地域の教育活動の活性化に貢献する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について、本学の基本的な目標を踏まえた不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。
- ② 教職員の評価を実施し、評価結果を適正に活用する。
- ③ 学長及び役員会を中心とし、適切な人事管理を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

業務内容の改善を通じて効率的・合理的な業務運営を実現する。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部研究資金とその他の自己収入の増加に努める。
- ② 附属病院の健全な経営と安定した収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費を節減する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を厳正に実施するとともに、第三者評価等の結果を大学運営の改善に役立てる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

教育研究その他大学運営全般に関する情報を積極的かつ効果的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 施設の整備方針を明確にし、各キャンパスの特性を踏まえた施設整備を重点的・計画的に行うとともに、点検・評価に基づき有効活用を行う。
- ② 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。
- ③ 公共施設としてのキャンパス機能を確保するため、人と地球環境に十分配慮した施設整備を行う。

2 安全管理に関する目標

安全対策の強化及び安全管理教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。
また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。

3 法令遵守に関する目標

国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を行う。

別表 1 (学部、研究科等)

学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 理工学部
研 究 科	教育学研究科 社会情報学研究科 医学系研究科 保健学研究科
学 府	理工学府

別表 2 (共同利用・共同研究拠点)

生体調節研究所
